

秘
無期限

決 裁 書

大 臣 ○秘書官 政務次官 ○事務次官 外務審議官 ○ 外務審議官 ○官房長	主 管 アジア局長 審 議 官 参 事 官 北東アジア課長 地域調整官 首席事務官	保 存 期 間			
		1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)
		起案 昭和 62 年 11 月 21 日			
		決裁 昭和 年 月 日			
		起案者	電話番号		
		小川	2415		

協議先

条約局長
審 議 官

法規課長
Jioo- 前

下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)

件 名

朝鮮半島出身軍人・軍属の遺骨返還交渉

秘
無期限

朝鮮半島出身軍人・軍属の遺骨返還交渉（要旨）

62.12.24

北東アジア課

1. 最近の経緯

日本政府は、保管中の朝鮮半島出身軍人・軍属の遺骨について、遺族から引き取り申し出があり次第、遺族に返還してきたが、現在も、遺族が判明しない1140柱が、引き続き政府により、目黒区祐天寺に預託保管されている。

2. 

別紙 日本側解決案

/

別紙

日本側解決案

1. 厚生省は、「6ヶ月以内に遺族・縁故者の申し出がない場合は残った遺骨については日本政府がしかるべく措置する」旨を明記のうえ、日本国内で遺骨リストを公示する。

2. 遺族・縁故者が判明した場合は、従来通り正当な遺族・縁故者であるかどうか確認のうえ引き渡すが、上記の公示の後6ヶ月を経過した時点で、なお遺族・縁故者の判明しない韓国を本籍とする者の遺骨は、次の条件を付した上で韓国政府に一括引き渡す。

(条件)

(イ)

(ロ)

3. 韓国政府に対しては、以下を通報する。

(イ)

(ロ)

朝鮮半島出身軍人・軍属の遺骨

返還交渉

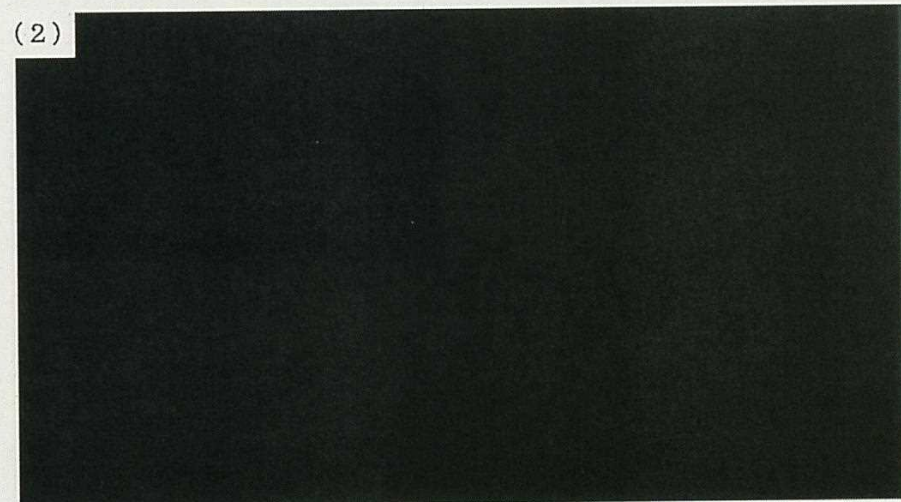
62.11.21

北東アジア課

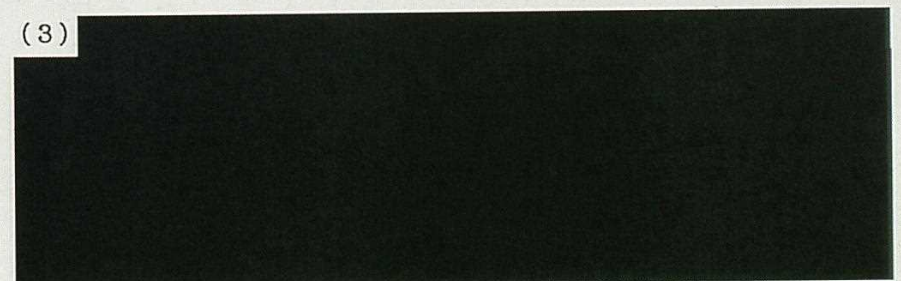
1. 経緯

(1) 日本政府は、保管中の朝鮮半島出身軍人・軍属の遺骨について、遺族から引き取り申し出があり次第、遺族に返還してきたが、昭和62年9月現在も、遺族が判明しない1140柱は引き続き政府により保管されている。(因みに、遺骨については、全て氏名、本籍地は明確になっている。)

(2)



(3)



(4)

(5)

(6)

(別紙1 厚生省交渉案)

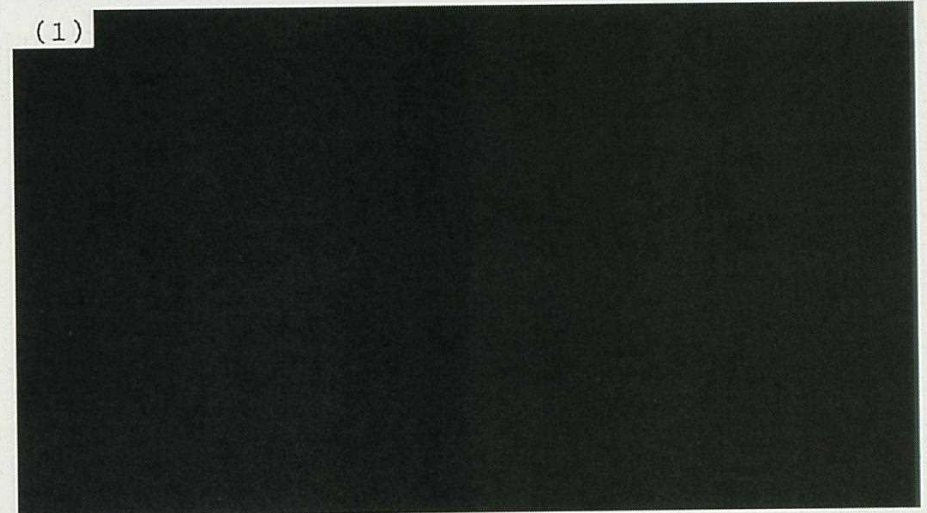
(7) 参考

別紙2 朝鮮半島出身軍人・軍属遺骨の概況について

別紙3

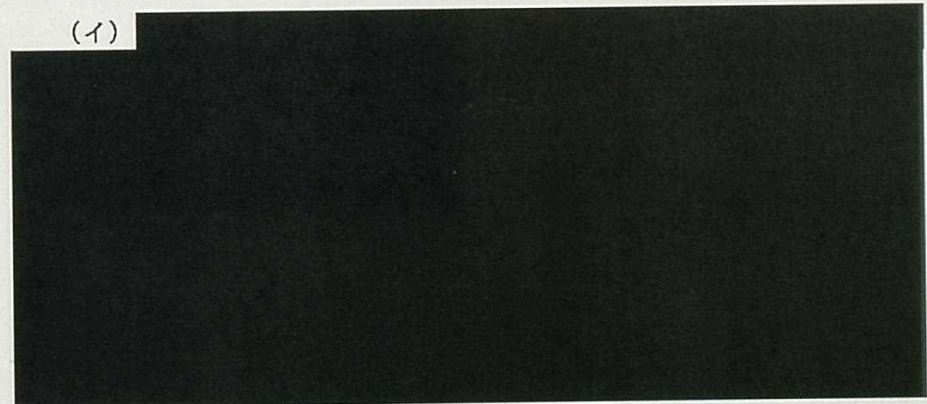
2. 対処方針

(1)

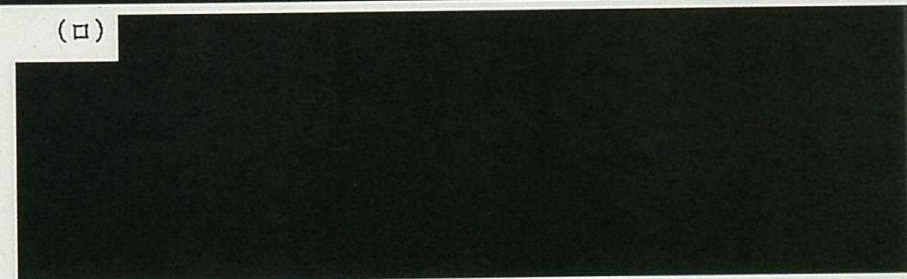


(理由)

(イ)



(ロ)



(ハ)



[Redacted]

(2) 交渉の基本的考え方

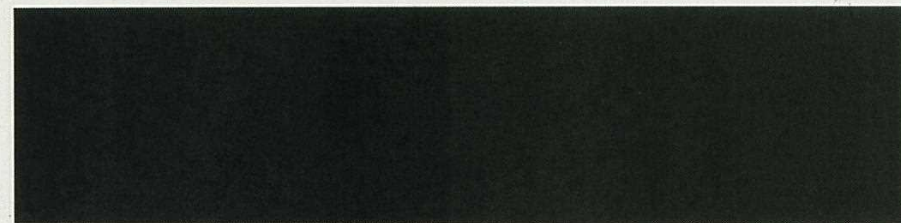
[Redacted]

(イ)

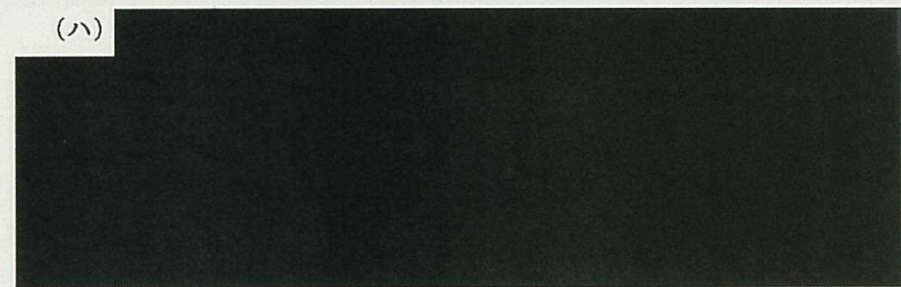
[Redacted]

(ロ)

[Redacted]



(ハ)



(3) 上記(2)に基づく日本側解決案

(イ) 厚生省は、「6ヶ月以内に遺族・縁故者の申し出がない場合は残った遺骨については日本政府がしかるべく措置する」旨を明記のうえ、日本国内で遺骨リストを公示する。

(ロ) 遺族・縁故者が判明した場合は、従来通り正当な遺族・縁故者であるかどうか確認のうえ引き渡すが、上記の公示の後6ヶ月を経過した時点で、なお遺族・縁故者の判明しない韓国を本籍とする者の遺骨は、次の条件を付した上で韓国政府に一括引き渡す。

(条件)

(a)

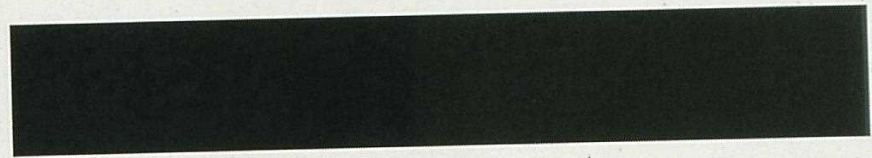
[Redacted]

(b)

[Redacted]

(ハ) 韓国政府に対しては、以下を通報する。

[Redacted]



朝鮮出身軍人軍属戦没者遺骨引渡し問題に関する処理方針案

日本側解決案 50. 1. 23	韓国側合意文案 55. 12. 24	処 理 方 針 (案)
1 厚生省は、「1年以内に遺族の申し出がない場合は残った遺骨については日本政府がしかるべく措置する」旨を明記の上、日本国内で遺骨リストを公示する。	1 日本厚生省は、1年以内に遺族の申請がない場合、残余の遺骨に対しては下記事項に従って措置するという意味を明記し日本国内で遺骨名簿を公示する。	1 厚生省は、「6ヶ月以内に遺族及び縁故者の申し出がない場合は残った遺骨については日本政府がしかるべく措置する」旨を明記のうえ、日本国内で遺骨リストを公示する。
2 [Redacted]	2 回答なし	2 [Redacted]
3 遺族が判明した場合は、従来どおり正当な遺族であるかどうか確認のうえ引渡すが、上記の公示の後1年を経過した時点で、なお遺族の判明しない韓国を本籍地とする者の遺骨は、次の条件を付した上で韓国政府に一括引渡す。	3 前1項の公示期間終了時点で、日本政府は韓国を本籍地とする者の遺骨全部 [Redacted]	3 遺族及び縁故者が判明した場合は、従来どおり正当な遺族及び縁故者であるかどうか確認のうえ引渡すが、上記の公示の後6ヶ月を経過した時点で、なお遺族及び縁故者の判明しない韓国を本籍地とする者の遺骨は、次の条件を付した上で韓国政府に一括引渡す。
(1) これら遺骨に対して韓国政府が然るべき祭祀を行う。	(1) 回答なし	(1) これら遺骨に対して韓国政府が然るべき祭祀を行う。
(2) [Redacted]	(2) 韓国政府は、前記の引受けた遺骨のうち遺族が確認された場合には同遺骨を当該遺族に引渡す。	(2) 将来遺族及び縁故者が確認された場合には、同遺骨を当該遺族及び縁故者に引渡す。ただし、遺族及び縁故者が韓国以外に居住していることが判明した場合には、当該遺骨を日本側に引渡す。
4 [Redacted]	4 [Redacted]	4 [Redacted]

(参考 1) 韓国民法第 777 条に定める親族

- 1 8 親等以内の父系血族
- 2 4 親等以内の母系血族
- 3 夫の 8 親等以内の父系血族
- 4 夫の 4 親等以内の母系血族
- 5 妻の父母
- 6 配偶者

遺族とは、故人の配偶者及び 2 親等以内の父系血族をいう。

即ち、故人の配偶者、両親、祖父母、子、孫及び兄弟姉妹である。

縁故者とは、韓国民法第 777 条に規定されている親族のうち、遺族を除いた親族である。

(参考2) 日韓了解事項

昭44.8 第3回日韓定期閣僚会議において次のとおり、相互了解が行われた。

両国の閣僚は、現在日本国政府により保管されている第二次大戦中戦没した韓国人遺骨の引き渡しを早急になされることを希望し、これがためまず確認のできる遺族及び縁故者に当該遺骨を渡すことに合意した。なお、両国の政府は韓国にある日本人遺骨の保全及び日本側関係者による引きとりに関し、さらに両国間で話し合いを行うことに合意した。

朝鮮半島出身軍人・軍属の遺骨の 概況について

62.11.19

北東アジア課

1. 今次大戦において戦没した朝鮮半島出身軍人・軍属は、約2万人である。これらの戦没者の遺骨は、終戦前には、遺族が本邦に居住する場合には、日本人と同様に伝達していたが、遺族が朝鮮半島にいる場合は、陸軍関係は本籍地を所管する道州の兵事部が、海軍関係は鎮海海軍人事部が遺族に伝達していた。

終戦後は、陸軍は福岡地方世話部が、海軍は呉地方復員部が送還していた。

2. その後、朝鮮戦争の勃発により送還が不能となったため、これら遺骨は、海軍関係の遺骨874柱を昭和33年5月16日に呉地方復員部から、陸軍関係の遺骨1454柱を昭和33年11月28日に福岡県から、それぞれ厚生省に移管し、保管することとなった。

3. 昭和31年5月上記2328柱の遺骨について、外務省を通じ韓国代表部に名簿を手交し、送還の交渉が持たれたが、昭和44年8月第3回日韓定期閣僚会議の了解事項に基づき、遺族が韓国内に居住している場合、当該遺族の申し出により日本政府から韓国政府へ遺骨を送還するということで了解がなされ、外交ルートによる送還が始まった。

4. 昭和46年6月29日に厚生省で保管中の遺骨2328柱を祐天寺（目黒区中目黒）に預託した。

5. 付紙1 これまでの送還状況

付紙2 祐天寺への遺骨の預託状況

(付紙1)

遺骨の送還状況

1. 厚生省へ移管

2328柱

(祐天寺に預託するまでは、援護局の霊安室に安置)

2. 送還状況

(送還年月日)	(送還数)	備 考
昭23. 2. 3	4597柱	
23. 5. 31	3049	
45. 7. 1	1	
46. 3. 17	1	
46. 11. 20	246	(昭46. 6. 29に 2328柱を祐天寺へ預託)
49. 12. 20	911	(うち3柱は刑死者)
51. 10. 28	28	
53. 3. 10	1	
57. 12. 7	5	(刑死者)
59. 4. 24	1	(")
計	8831柱	

(注) 返還遺骨は、いずれも韓国内居住の遺族へ伝達。

(付紙2) 祐天寺への遺骨の預託状況

1. 預託年月日 昭46.6.29

2. 預託時柱数 2328柱

3. 現在預託状況 (昭62.9.5現在)

	軍人・軍属		軍人・軍属	計
	陸軍	海軍	以外の者	
韓国	336	323	49	708
北朝鮮	317	114	1	432
計	653	437	50	1140

(注) 軍人・軍属以外の者とは、大湊から浮島丸に乗船し朝鮮半島に向け航海中、昭20.8.24 舞鶴港外において触雷沈没した死亡者である。

別紙3

1. 昭和50年当時、厚生省は、朝鮮半島出身軍人・軍属遺骨を1169柱保管しており、戦後30年を経過して遺族探しには限界がでてきており、また遺族が判明しないからといって、いつまでも日本国内に保管するのは、不自然であるため、

付紙 昭和50年対処方針

2.

注 日韓間の問題点

(1)

(2)

(3)

3.

付紙

旧軍人・軍属等韓国人遺骨引渡し問題

昭50.1.10
北東アジア課

1. 経緯及び問題点

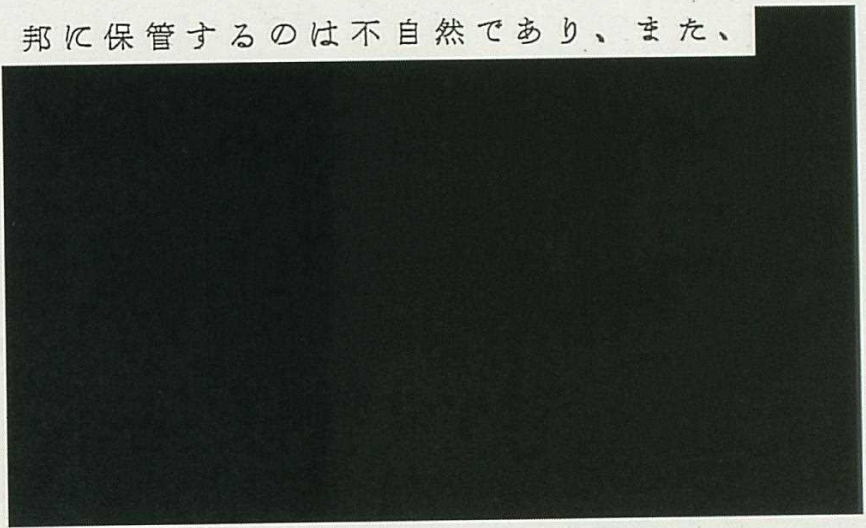
- (1) 第2次世界大戦の際、日本軍人・軍属等として戦没した朝鮮半島出身者（氏名、本籍地等が判明している）の遺骨のうち、未だ遺族が判明しないため、厚生省の責任で安置されているものが現在なお1169柱残っている。

これら遺骨の処理に当つて厚生省は、同省は遺族に代つて遺骨を保管しているものであるから正当な遺族以外の者に引渡すのは法的に問題があるとし

、これまでは正当な遺族であるかどうかを確認のうえ、逐次引渡しを行つてきた。（昨年韓国政府が韓国内で「遺族探し」を行つた結果に基づき911柱を引渡している。）

- (2) しかしながら、戦後30年経過した今日、遺族探しには限界がでてきており、遺族が判

明しないからといって、いつまでも遺骨を本邦に保管するのは不自然であり、また、

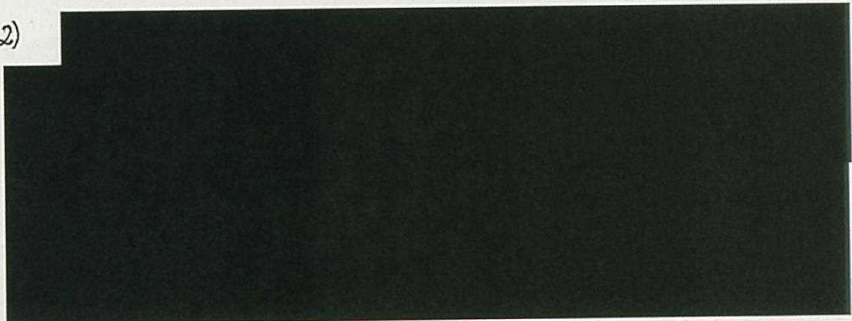


- (3) 以上の次第をふまえて、厚生省と協議の結果、厚生省の法的立場を大きく損うことなく本件を早期に解決する方途として次の方針を得たので、近く韓国側に内報のうえ実施に移す予定である。

2 解決案

- (1) 厚生省は、「1年以内に遺族の申し出がない場合は残った遺骨については日本政府がしかるべく措置する」旨を明記の上、日本国内で遺骨リストを公示する。

(2)



- (3) 遺族が判明した場合は、従来どおり正当な遺族であるかどうか確認のうえ引渡すが、上記の公示の後1年を経過した時点で、なお遺族の判明しない韓国を本籍地とする者の遺骨は、次の条件を付した上で韓国政府に一括引渡す。
- (4) これら遺骨に対して韓国政府が然るべき祭祀を行う。

(5)



1. 調査の目的
2. 調査の範囲
3. 調査の方法
4. 調査の結果
5. 調査の結論

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

4 秘

(4) [Redacted]

[Redacted]

20 1